

令和元年度 財政援助団体等監査（２）監査結果措置状況

《（公財）神戸市スポーツ協会・（株）加藤商会・アシックスジャパン（株）共同企画

（市立王子スポーツセンター・市立ポートアイランドスポーツセンター指定管理者）》

監査結果の概要	措置内容	措置状況
(1) 指摘事項 ①使用料の収納及び入金を適正に行うべきもの 王子スポーツセンターの指定管理協定書によると、施設及び附属設備使用料は、本市に帰属し、指定管理者において徴収を行うものとするとしている。また、指定管理者は使用料を収納した時は、その経理を明らかにするとともに、収納金は専用口座に日々（金融機関の休業日のときは翌営業日）入金しなければならないとされている。 この「収納金は専用口座に日々入金しなければならない」とされているところ、おおむね適正に処理されていたが、次のような改善を要する事例があった。 適正な収納入金処理を行うべきである。 ア スタジアムの券売機で収納した使用料について、券売機からの集金と専用口座への入金を月に１，２回しか行っていなかった事例。 イ プールの運営については、共同事業体協定に基づき（株）加藤商会が行っているが、収納した使用料について、７月初旬から約２カ月のプール営業期間中は（株）加藤商会が自ら契約している夜間金庫に日々入金し、営業期間終了後、共同事業体の代表団体である（公財）神戸市スポーツ協会が営業期間分の使用料を一括して（株）加藤商会に請求し、専用口座に入金していた事例。	アについて、スタジアムの券売機で収納した使用料の集金と専用口座への入金が月に１，２回しか行っていなかった原因は、王子スポーツセンターの事務所からスタジアムまでに距離があり、事務効率の観点から、まとめて月１，２回の集金および入金としていたためであった。 令和元年１２月１日より、日々、券売機から集金し、専用口座に入金するよう事務を改めた。 イについて、プール営業期間中に収納した使用料を営業期間終了後に協会が一括して請求し、専用口座に入金していた原因は、営業期間中の使用料管理を含めた業務を（株）加藤商会に行ってもらっていたためであった。 令和２年度のプールの使用料については、日々、専用口座に入金することとした。	措置済
②指定管理業務にかかる銀行口座名義を共同事業体の名称を冠した口座とするべきもの 指定管理業務で使用している銀行口座の名義を確認したところ、使用料金収納	指定管理者に対し、共同事業体名での口座を作成するよう申し伝えるところも	措置方針

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
口座は代表団体である（公財）神戸市スポーツ協会名義で施設ごとに作成，指定管理料収納口座は（公財）神戸市スポーツ協会名義で北須磨文化センター以外の施設で1口座作成していた。 本市の指定管理者制度における共同事業体については，制度全般に関する基準が整備されていないが，庁内の施設所管課向けのマニュアルである「公の施設の指定管理者制度運用マニュアル」では，「11.6 資金管理専用口座の開設」で，「使用料収入や使用料返還事務に係る資金及び修繕費については，ペイオフ対策等のため，必ず指定管理者に専用口座（預金保険法第51条の2第1項に規定する決済用預金）を開設させて管理させてください。」とされている。また，「公の施設の指定管理者制度運用マニュアル【様式集】」では，共同事業体協定書のひな型の中で，「当事業体の取引金融機関は，〇〇銀行〇〇支店とし，共同事業体の名称を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。」とされている。なお，この様式集の目次には，「この様式集はあくまで一例です。施設の特性等に応じて，適宜必要な修正を加えてください。」と記されている。 以上のことから，共同事業体の名称を冠した銀行口座名義とすることは，マニュアル上義務付けられていないが，共同事業体の名称を冠しない会社名義の口座の場合，その名義の会社が破産したときに，口座内の金員の帰属にリスクが生じる。 共同事業体固有の財産と峻別するため，本市所管局は，共同事業体の名称を冠した口座を施設ごとに設けるよう，指定管理協定や仕様書で示し，遵守させるべきである。	に，指定管理協定を変更する。 現在，指定管理者においては，共同事業体の名称を冠した口座の開設手続きを進めている。	